

第4回 洲本市公共施設等再編整備検討委員会 次第

日 時 令和2年8月17日(月)
13時30分～
場 所 市役所本庁舎4階
災害対策室

1. 開会
2. 洲本市公共施設等マネジメント委員会委員長(浜辺副市長)挨拶
3. 洲本市公共施設等再編整備検討委員会委員長挨拶
4. 協議事項
各個別施設の取扱いについて
5. その他
6. 閉会

洲本市公共施設等再編整備検討委員会委員名簿

R2.7.21～

(敬称略)

区分	所 属	役職	氏 名
学識経験者及び有識者	公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院	教授	遠藤 尚秀 エドウ ナオヒデ
	国立大学法人 徳島大学大学院	教授	小川 宏樹 オガワ ヒロキ
	公益財団法人 日本生産性本部	課長	佐藤 亨 サウ トオル
	税理士	—	中野 かおり ナカノ
関係団体の長 又は当該団体 から推薦を受け た者	洲本市連合町内会	会長	丸山 正 マルヤマ ショウ
	洲本市老人クラブ連合会	会長	中村 尚義 ナカムラ ヒサヨシ
	洲本市民生委員児童委員連合会	会長	安倍 敏明 アベ トシアキ
	洲本市PTA連合会	顧問 (前会長)	佐竹 淳司 サタケ アツシ
	洲本商工会議所女性会	会長	豊島 あゆみ トヨシマ
	五色町商工会青年部	部長	安家 一秀 ヤスカ カズヒデ
公募の市民	公募委員	—	山口 雄治 ヤマグチ ユウジ
	公募委員	—	徳重 正恵 トクシゲ マサエ

第 3 回 洲本市公共施設等再編整備検討委員会の協議結果について

1. 日 時： 令和2年8月5日(水)13:30～16:10

2. 場 所： 災害対策室(準 WEB 会議)

3. 出席委員

遠藤尚秀委員、小川宏樹委員、佐藤 亨委員、中野かおり委員、丸山 正委員、
中村尚義委員、安倍敏明委員、佐竹淳司委員、豊島あゆみ委員、安家一秀委員
(12名中10名出席)

4. 協議事項

- (1) 公共施設等個別施設計画(案)の策定について
- (2) 各個別施設の取扱いについて

5. 委員からの意見

(1) について

- ☞ 市全体への影響度を考慮すると、協議の対象外となっている学校、公営住宅などについて早急な議論が必要だと感じている。
- ☞ 市民の皆さんには、機能をなくすことだけでなく、集約・複合化の中で必要な機能が残ることを伝える努力をして欲しい。
- ☞ 「必要不可欠な施設」と「あると望ましい施設」があるが、前者はしっかり残し、後者は整理していく方向でよい。ただ、後者の跡地をどうするのか考えていかなければならない。

(2) について

- ☞ 洲本中央公民館は、市民の交流活動の拠点であり、御食国の食文化の研究・発信拠点でもある。さらに洲本市の地域力の拠点機能も併せ持っている。
- ☞ 公民館活動は地域の活性化に資する。公民館活動の質的向上にも努めて欲しい。
- ☞ 学校や公民館、集会所は有事の際の避難所として活用される。再編にあたって考慮する必要がある。
- ☞ 洲本市街は、史跡に徒歩や自転車でアクセスできることが魅力。洗練された情報発信により、市域を点でなく面として捉えることができる。
- ☞ 高田屋顕彰館の改修にあたっては、県内外、世界へのアピールも見据えて強化して欲しい。
- ☞ 洲本地域にある青少年センターの移転にあたっては、「びゅーぱる」の機能、性質を踏まえて新たな場所を選定して欲しい。
- ☞ 図書館、博物館、スポーツ施設は、交流人口を増やすことができる施設。運用にあたっては、交流人口の増加や官民連携なども考慮し、周遊性を高めていくことが望ましい。
- ☞ 五色地域の保育園が認定こども園に統合される。通園バスの運行を行うべき。
- ☞ 幼稚園と保育所について、一体的に考える必要がある。十分な連携が必要である。
- ☞ 学校とは別の場所にいくつかの放課後児童クラブがある。有事の際の安全面から、学校敷地内等への設置を重視すべき。

区分		決算				見込													
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R2~R12計	
歳入	地方税	5,786	5,811	5,882	6,016	5,850	5,766	5,743	5,744	5,751	5,713	5,717	5,728	5,690	5,696	5,705	5,669	62,922	
	地方交付税等	8,110	7,539	7,194	7,242	6,847	6,606	6,104	6,139	5,932	5,989	5,969	5,520	5,517	5,497	5,463	5,462	64,198	
	地方譲与税	180	178	177	179	178	184	184	186	186	187	187	187	187	187	187	187	187	2,049
	地方特例交付金・交通安全対策特別交付金	20	19	20	22	35	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	297
	税交付金	1,039	892	945	976	1,000	1,093	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	12,463
	歳計剰余金処分量	616	431	425	353	230	342	521	765	832	230	59	99	39	41	12	37	2,977	
	その他の収入	590	400	327	487	175	366	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	3,966
	小計 A	16,341	15,270	14,970	15,275	14,315	14,384	14,076	14,358	14,225	13,643	13,456	13,058	12,957	12,945	12,891	12,879	148,872	
歳出	義務的経費	8,245	8,137	8,008	7,867	7,871	7,923	7,755	7,721	7,581	7,475	7,257	7,019	6,869	6,795	6,632	6,511	79,538	
	人件費	3,405	3,339	3,271	3,150	3,251	3,548	3,431	3,421	3,416	3,415	3,367	3,340	3,337	3,284	3,256	3,241	37,056	
	扶助費	946	1,003	1,047	988	1,118	1,083	1,063	1,053	1,042	1,032	1,021	1,020	1,019	1,018	1,017	1,016	11,384	
	公債費	3,894	3,795	3,690	3,729	3,502	3,292	3,261	3,247	3,123	3,028	2,869	2,659	2,513	2,493	2,359	2,254	31,098	
	投資的経費	886	438	439	501	331	359	374	278	305	313	286	366	283	271	294	301	3,430	
	維持補修費	26	19	17	14	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	198
	物件費	2,000	2,099	2,337	2,356	2,412	1,893	1,945	1,893	1,896	1,871	1,879	1,853	1,854	1,838	1,871	1,865	20,658	
	補助費等	1,889	1,665	1,664	2,499	2,386	2,203	2,346	2,325	2,300	2,293	2,292	2,280	2,281	2,301	2,286	2,271	25,178	
	積立金	315	240	215	229	81	171	261	383	416	115	30	50	20	21	6	19	1,492	
	繰出金	2,551	2,538	2,777	2,331	1,836	1,816	1,812	1,808	1,803	1,799	1,795	1,783	1,771	1,759	1,747	1,736	19,629	
	その他	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計 B	15,914	15,138	15,458	15,798	14,933	14,383	14,511	14,426	14,319	13,884	13,557	13,369	13,096	13,003	12,854	12,721	150,123	
収支差	差引 C(A-B)	427	132	△ 488	△ 523	△ 618	1	△ 435	△ 68	△ 94	△ 241	△ 101	△ 311	△ 139	△ 58	37	158	△ 1,251	
	基金取崩額 D	300	350	953	920	640	520	1,200	900	324	300	200	350	180	70	0	0	4,044	
	再差引 E(C+D)	727	482	465	397	22	521	765	832	230	59	99	39	41	12	37	158		
基金残高	積立基金残高	6,234	5,894	5,421	5,218	5,781	4,778	3,805	3,251	3,304	3,081	2,872	2,532	2,336	2,293	2,307	2,334		
	うち財政調整基金	3,761	3,716	3,140	2,756	2,355	2,225	1,296	784	879	698	531	233	74	25	31	50		
	うち減債基金	183	185	186	1	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91		
	その他基金	2,290	1,993	2,095	2,461	3,335	2,462	2,418	2,376	2,334	2,292	2,250	2,208	2,171	2,177	2,185	2,193		

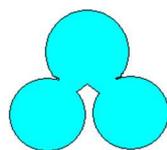
※ 試算の前提条件

- ・地方交付税(含む臨時財政対策債)については、R2年度、R7年度に実施される国勢調査による人口減少を反映
- ・公共施設適正化による統廃合・整備・転用などの方針に沿って、必要となる経費は反映済
- ・小中学校の統廃合については、実施時期が未定であるため、効果額は未反映
- ・ふるさと納税については、R3年度以降、毎年15億円の寄附収入を想定し、15億円全額を財源充当
- ・市民交流センタープールは長寿命化工事(案1)、淡路文化史料館については建替せずにR7年度から休止(案3)
- ・【改修なし】小学校、健康福祉館、高田屋顕彰館、五色台運動公園、五色健康総合福祉センター、五色地域福祉センター、診療所(五色、堺、医師住宅)、文化体育館、情報交流センター、エトワール生石公民館(由良、加茂、千草、中川原、安乎、堺)、洲本図書館、由良保育所、高田屋公園、し尿処理施設、大野ひだまり館
- ・【除却なし】スポーツセンター武道場、トレセン

洲本市公共施設等個別施設計画 (未定稿)



令 和 3 年 3 月
兵 庫 県 洲 本 市



【 目 次 】

第1章 個別施設計画策定の背景と目的

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 位置付け	2
4. 対象施設	4
5. 計画期間	5
6. 計画の構成	5
7. 推進体制	5

第2章 個別施設の取組方針、実施時期、対策費用等

1. 公共施設等の個別施設計画一覧	
2. 施設一覧表	

第3章 個別施設計画の内容

1. 公共施設	
①市民文化系施設	
②社会教育系施設	
③スポーツ・レクリエーション系施設	
④学校教育系施設	
⑤子育て支援施設	
⑥保健・福祉施設	
⑦行政系施設	
⑧市営住宅	
⑨供給処理施設	
⑩その他	
⑪医療施設	
2. インフラ資産	
③下水道	
⑥公園	

第4章 対策費用の集計結果と財務分析

1. 対策費用の集計結果	
--------------	--

2. 財務分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第5章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

1. フォローアップの方法
2. 更新・改訂に関する考え方
3. 予算への反映の方法
4. 本計画の実現に向けて

(用語説明)・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 個別施設計画策定の背景と目的

1. 背景

全国的に地方自治体が厳しい財政運営を強いられる中、人口減少にともなう税収減と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化が、行政サービスの質・量のあり方に大きな影響を及ぼすと予想している。そのような状況の中で、公共施設及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、統廃合・転用、長寿命化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ると共に、公共施設等の最適な配置を実現することが重要となっている。

本市では、平成18年（2006年）の旧洲本市と旧五色町との合併から10年が経過し、普通交付税算定における合併算定替の特例が縮減される中、将来生じる維持更新費用を予測した上で、公共施設等に関する基本方針を定めるために、また公共施設等マネジメントを着実に推進するために、平成28年12月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定した。

限られた財源の中、市民ニーズに対応した行政サービスの提供・質の向上を実現していくために、現状の公共施設等にかかるコスト情報、施設情報、利用状況等から実態を把握した上で、統一的な公共施設等マネジメントを推進しているところである。

2. 目的

高度経済成長期に整備された大量の公共施設等が、今後、一斉に更新時期を迎える。一方、人口減少により公共施設等を利用し、また、その負担を分かち合う市民が減少していく。こうした状況の下では、全ての公共施設等を将来にわたり同じように維持更新していくことは現実的ではない。

今後の長期的なニーズに即して必要となる都市機能・生活機能の確保を図り、地域の持続可能性を高めていくことが重要な視点である。他方で、公共施設等の更新時期の到来は、これまで面的拡大を続けてきた生活空間を、人口構造の変化に即し、誰もが必要な機能にアクセスでき、人や地域のつながりと賑わいを生む生活空間にデザインし直す好機となる。

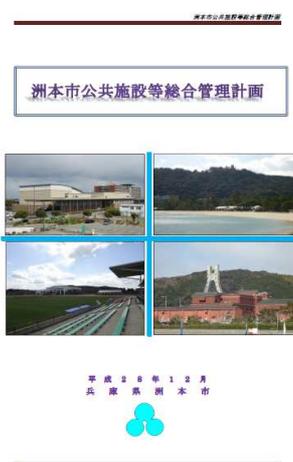
公共施設等の更新時に、公共施設等を人口構造の変化に応じ適正規模に調整していく一方で、社会やニーズの変化・多様化に対応できるよう利用価値を高めながら、次世代に継承していくことが求められる。

市民に安心安全で質の高い施設サービスを提供すること及び健全な財政運営を維持することにより、「持続可能なまちづくりの実現」することを目的として、「洲本市公共施設等個別施設計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画を策定するに当たり施設カルテを作成し、各施設の利用者数、稼働率、コストデータ、老朽化情報等を元に施設評価や検討を行い、財政収支見通しの試算も行いながら、公共施設等マネジメント委員会（庁内組織）及び公共施設等再編整備検討委員会（有識者、市民代表等で構成）にて検討を重ねてきた。その結果に基づき、本計画の中で、個別施設ごとの取組方針等を示すものである。

平成 28 年度

洲本市公共施設等総合管理計画



令和 3 年度

洲本市公共施設等個別施設計画

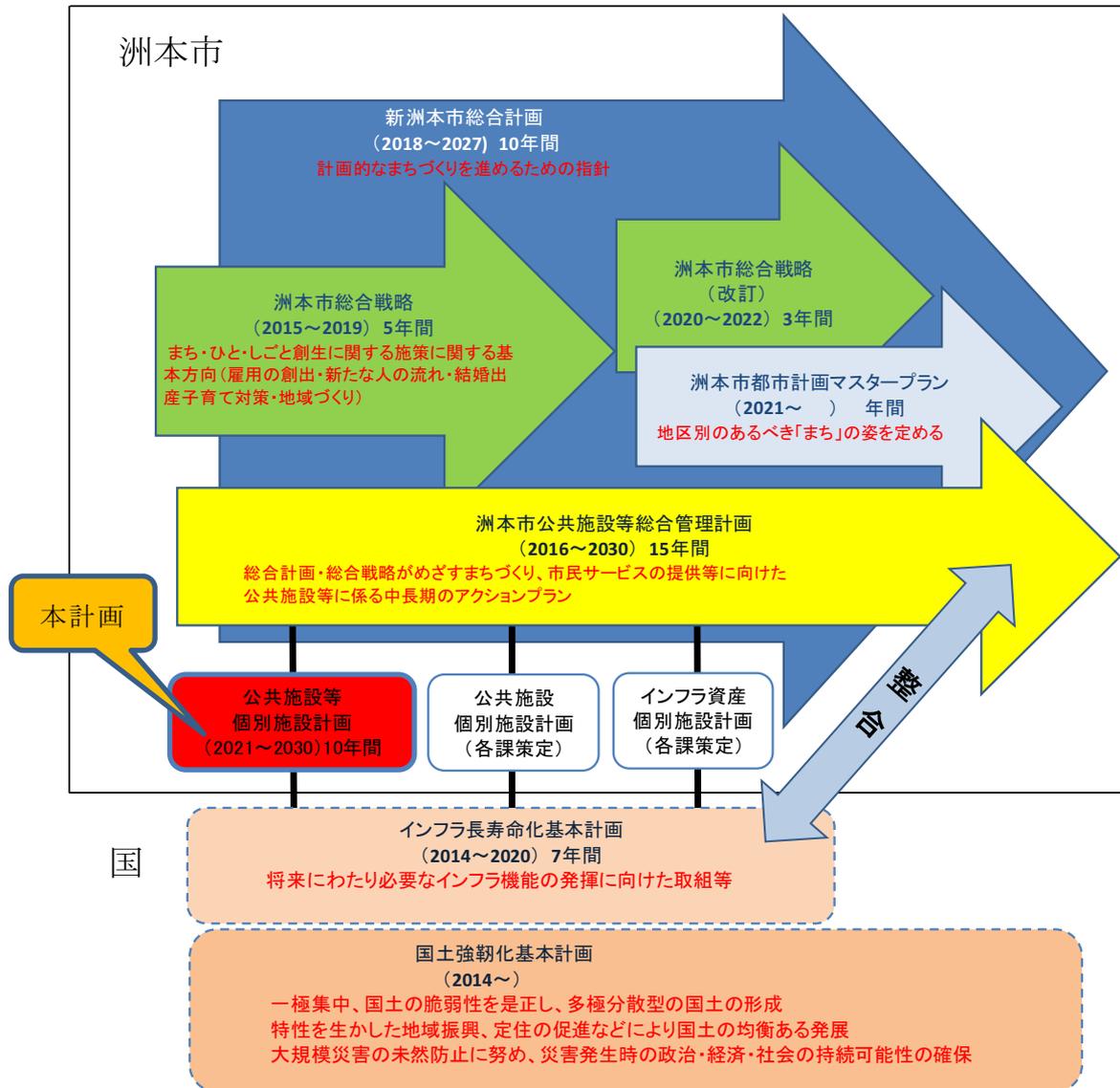


3. 位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画に基づき定める計画として示されている「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付ける。

また、本計画は「洲本市公共施設等総合管理計画」の下位計画として、当該総合管理計画の内容に即し、個別施設ごとの具体的な取組方針を示した実施計画として位置付ける。

【図 1】個別施設計画の位置付け



【洲本市公共施設等総合管理計画で示している方針】

【全体方針】

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

【公共施設に関する個別方針】

1. 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
2. 施設数、総床面積を30年間で20%以上削減する。
3. 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
4. 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
5. 施設の複合化、集約化、転用を進める。

【インフラ資産に関する個別方針】

1. 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
2. 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

4. 対象施設

公共施設及びインフラ資産を個別施設計画の対象とする。

なお、小・中学校、幼稚園、市営住宅及び大部分のインフラ資産については、関係省庁が示す策定指針等を踏まえ、別途策定する。

【表1】計画対象の公共施設等

公共施設等	
公共施設	インフラ資産
①市民文化系施設	①道路 ※
②社会教育系施設	②橋梁 ※
③スポーツ・レクリエーション系施設	③下水道（神陽住宅団地コミュニティプラント）
④学校教育系施設（給食センター）	※他の施設・管渠は別途
※小・中学校は別途	④漁港、港湾、海岸 ※
⑤子育て支援施設（保育所（園）・認定こども園等）	⑤河川 ※
※幼稚園は別途	⑥公園
⑥保健・福祉施設	
⑦行政系施設	
⑧市営住宅（上堺定住促進住宅）	
※市営住宅は別途	
⑨供給処理施設	
⑩その他	
⑪医療施設	

※印の施設は、本計画とは別に策定

5. 計画期間

「洲本市公共施設等総合管理計画」の計画期間との整合を図り、令和2年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とする。

6. 計画の構成

第2章で、各施設の取組方針、実施時期、対策費用等の一覧を示す。

第3章で、個別施設計画の内容を示す。

第4章で、対策費用の集計結果と財務分析の内容を示す。

第5章で、今後の対応方針と本計画の実現に向けた内容を示す。

7. 推進体制

公共施設等マネジメント委員会は庁内組織であり、庁内関係部署と連携協力を行いながら、全庁的な共通認識を図り、市全体の取組として推進するために調整・協議を行っている。

令和元年10月1日付けで設置した公共施設等再編整備検討委員会（委員長：遠藤尚秀（公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院教授））は、有識者や市民代表等12名の委員で構成され、公共施設等の今後の在り方や再編整備の内容について議論を行ってきた。

今後、各施設所管課が公共施設等マネジメント委員会及び行革推進室と協力し、市民との合意形成を図りながら、取組方針実現に向けて取り組んでいくものである。

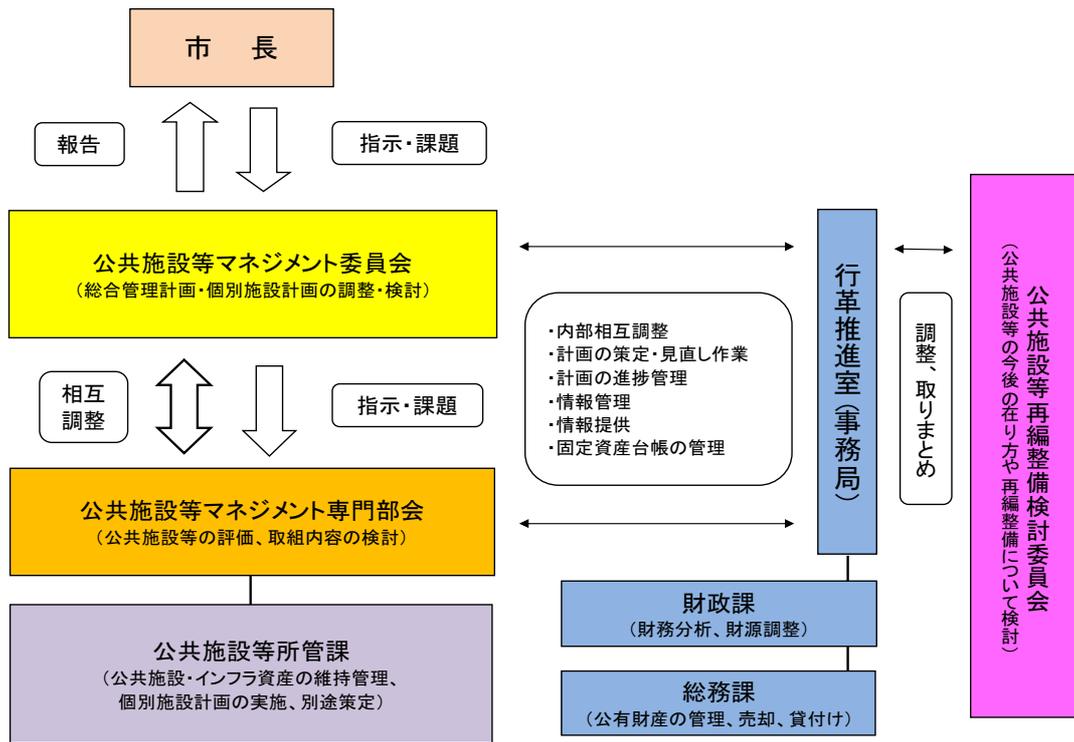
総務課は余剰となった財産について、有償貸付、売却、維持保全等を行う。

公共施設等再編整備検討委員会委員名簿

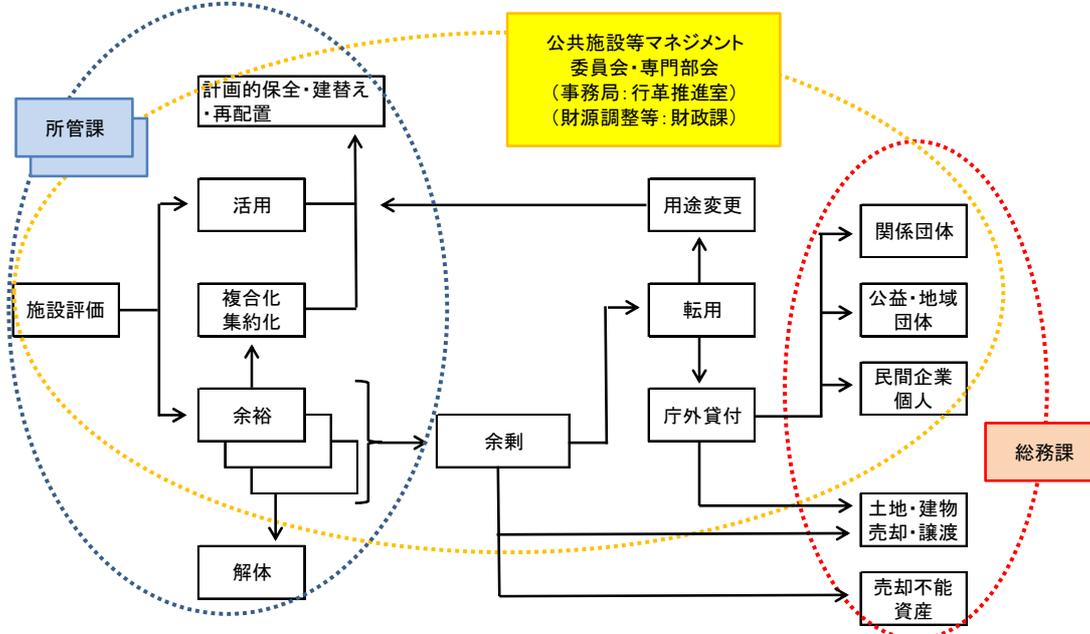
(敬称略)

区分	所 属	役職	氏 名
学識経験者 及び有識者	公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院	教授	遠藤 尚秀
	国立大学法人 徳島大学大学院	教授	小川 宏樹
	公益財団法人 日本生産性本部	課長	佐藤 亨
	税理士	—	中野かおり
関係団体の 長又は当該 団体から推 薦を受けた 者	洲本市連合町内会	会長	丸山 正
	洲本市老人クラブ連合会	会長	中村 尚義
	洲本市民生委員児童委員連合会	会長	相曾 高博 (~R1. 11. 30) 安倍 敏明 (R1. 12. 1~)
	洲本市 PTA 連合会	会長 (R2. 7. 21~ 顧問)	佐竹 淳司
	洲本商工会議所女性会	会長	山中 敬子 (~R2. 4. 27) 豊島あゆみ (R2. 4. 28~)
	五色町商工会青年部	部長	西野 昌孝 (~R2. 3. 31) 安家 一秀 (R2. 4. 1~)
公募の市民	公募委員	—	山口 雄治
	公募委員	—	徳重 正恵

【図2】推進体制図



【図3】フロー図



第2章 個別施設の取組方針、実施時期、対策費用等

公共施設等マネジメント委員会及び公共施設等再編整備検討委員会にて検討を重ねた結果を踏まえ、取組方針を示すものである。

1. 公共施設等の個別施設計画一覧

個別施設計画の一覧を【表2】公共施設等の個別施設計画一覧に示す。

【表2】公共施設等の個別施設計画一覧

	大分類	中分類	小分類
公共施設	① 市民文化系施設	集会施設	・ 公民館 ・ 定住・交流促進センター ・ 集会所等
		文化施設	・ 人権文化センター
	② 社会教育系施設	図書館	・ 洲本図書館 ・ 五色図書館
		博物館等	・ 淡路文化史料館 ・ 旧中川原中学校 ・ 中山間総合活性化センター ・ 青少年センター ・ 高田屋顕彰館・歴史文化資料館（菜の花ホール） ・ 旧アルファビア美術館
	③ スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	・ 市民交流センター ・ 五色台運動公園 ・ 文化体育館
		レクリエーション施設	・ 高田屋嘉兵衛公園 ・ 由良交流センター（エトワール生石）
	④ 学校教育系施設	学校	・ 小・中学校【別途策定】
		その他教育施設	・ 洲本給食センター ・ 五色給食センター
	⑤ 子育て支援施設	幼保・こども園	・ 保育所（園） ・ なのはなこども園 ・ 幼稚園【別途策定】
		幼児・児童施設	・ 児童クラブ ・ 旧子育て支援センター

⑥保健・福祉施設	高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老人憩の家あいほら荘 ・生きがい活動支援センター（大野陽だまり館） ・旧デイサービスセンターうしお
	保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導室 ・五色県民健康村健康道場 ・五色県民健康村トレーニングセンター
	その他社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旧五色診療所（かがやき事業所） ・総合福祉会館 ・五色健康福祉総合センター ・五色地域福祉センター
⑦行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・健康福祉館 ・由良支所 ・旧由良支所 ・上灘出張所 ・炬口分庁舎 ・五色庁舎
	消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ消防センター ・拠点施設、詰所、器具庫等
	その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旧スポーツセンター ・副市長公舎 ・情報交流センター ・加茂サブセンター ・宇原サブセンター ・選挙管理委員会倉庫 ・物部倉庫 ・五色庁舎倉庫（旧老人福祉センター高田屋荘）・都志公民館 ・うめばち会館（旧鮎原公民館） ・青少年センター（五色）（倉庫） ・五色庁舎倉庫 ・五色庁舎万歳倉庫

		<ul style="list-style-type: none"> ・大日資材倉庫 ・五色庁舎大日倉庫 ・農政課物部倉庫 ・旧五色情報センター ・内膳水防倉庫 ・安乎水防倉庫 ・都市整備部塩屋倉庫
⑧市営住宅	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上堺定住促進住宅 ・市営住宅【別途策定】
⑨供給処理施設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・塩屋衛生センターせいすい苑 ・リサイクルセンターみつあい館 ・洲本ストックヤード ・エコひろば洲本 ・由良ストックヤード ・五色ストックヤード
⑩その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局施設 ・物部3丁目貸付建物 ・由良倉庫 ・巖島神社公衆便所 ・本町公衆便所 ・由良公衆便所 ・高田屋嘉兵衛翁記念碑等見学者用駐車場公衆便所 ・洲本火葬場 ・五色台聖苑 ・里と海の魅力発信拠点施設 ・千草貸付土地建物 ・都志港農協跡漁具倉庫 ・炬口漁港休憩施設 ・アルチザンスクエア ・公設市場 ・洲本インターチェンジ駐車場公衆トイレ ・すいせん苑駐車場管理棟 ・洲本バスセンター前駐車場 ・洲本バスセンター ・五色バスセンター ・益習館跡 ・旧高田屋嘉兵衛翁記念館、便所 ・五色台霊園管理棟 ・タイムアフタータイム
⑪医療施設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険五色診療所

			<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険堺診療所 ・国民健康保険五色診療所 ・医師住宅1、2 ・国民健康保険鮎原診療所 ・医師住宅1、2
インフラ 資産	①道路	—	道路【別途策定】
	②橋梁	—	橋梁【別途策定】
	③下水道	—	神陽住宅団地コミュニティ・プラント 下水道【別途策定】
	④漁港、港湾、海岸	—	漁港、港湾、海岸 【別途策定】
	⑤河川	—	河川【別途策定】
	⑥公園	—	<ul style="list-style-type: none"> ・城戸アグリ公園 ・多目的広場公衆便所 ・由良港生石地区交流広場 ・柏原山 ・宮滝公衆便所 ・炬口海岸利便施設 ・三熊山公園 ・大浜公園 ・五色県民サンビーチ ・成ヶ島公園公衆便所及び待合所 ・鮎屋の滝周辺施設 ・新都志海水浴場 ・曲田山公園 ・住吉公園 ・由良多目的広場 ・サンセットパーク五色(夕日が丘公園)

2. 施設一覧表

取組方針等を【表3】施設一覧表に記載しており、床面積、建築日、老朽化比率等、また取組方針、実施時期、対策費用等を示している。当該方針にかかる詳細な内容は、第3章で示すこととする。

【表3】施設一覧表

施設一覧表(集会施設) 25施設

番号	施設名称	1991.8.31-現在				築年数	延床面積 (㎡)	延床面積 100㎡未満	延床面積 100㎡以上	延床面積 100㎡以上	延床面積 100㎡以上	更新				更新 済	更新 中	更新 予定	取組方針	延床 対策費用 (千円)	延床 番号
		延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)							更新 済	更新 中	更新 予定	更新 済						
1	洲本中央公民館	1,006.38	1959/2/23	旧	51	50	98.4%	○	22.2%	35.1%	○	○	○	○	○	○	○	-旧倉庫館舎等管理機能を備えた洲本中央公民館を新設 -近隣の倉庫機能の複合化も検討 -新設の際には、旧倉庫館舎の周辺を含めた全体整備とする	500,000	1	
2	加西公民館	284.81	1979/9/30	旧	41	50	80.2%	○	8.4%	7.2%	●	○	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持 (※加西小学校体育館と伊藤を合わせた改修)	88,710	2	
3	千草公民館	375.51	1994/3/15	新	26	50	21.2%	○	18.8%	18.4%	●	○	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持	93,800	3	
4	大野公民館	543.08	1998/3/23	新	34	50	68.1%	○	11.2%	17.1%	●	○	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持	135,750	4	
5	由良公民館	602.08	1992/2/29	新	28	50	56.2%	○	17.8%	17.2%	●	○	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持	150,500	5	
6	中川原公民館	263.08	1996/9/30	新	23	50	46.2%	○	20%	11.7%	12.9%	●	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持	98,000	6	
7	安平公民館	281.01	1981/3/10	旧	29	50	56.2%	○	3.7%	7.0%	●	○	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持	87,750	7	
8	五色中央公民館	1,508.01	1976/12/8	旧	42	50	83.2%	○	11.4%	12.2%	○	○	○	○	○	○	○	-五色中央公民館を解体 -五色中央公民館及び放課後子ども教室は、五色庁舎公園へ移転 -子育てセンターは中山間総合活性化センター(講堂)に移転 -公民館跡地はバスセンター及び駐車場に転用 -駅前広場の用地解決に努める	150,000	8	
9	鳥飼公民館	249.04	1979/4/1	旧	40	50	80.2%	○	3.0%	2.7%	○	○	○	○	○	○	○	-鳥飼公民館を解体し、遺地を遊園・防災センター(防災用専用部分を除く)を公民館に位置付ける。また、公民館機能の一部を放課後子ども教室の占有利用とする。実施時期は教育委員会で決まる。	8,380	9	
10	樺公民館	343.81	1984/3/25	新	28	50	21.2%	○	3.7%	5.3%	●	○	○	○	○	○	○	大規模改修して現状の機能を維持	86,420	10	
11	定住・交流促進センター	1,187.01	2006/1/31	新	12	47	26.4%	○	3.4%	2.5%	○	○	○	○	○	○	○	五色原民権資料センターの跡地に機能を定住・交流促進センターに移転	0	11	
12	芸術集会所	132.04	1974/3/8	旧	46	47	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当面の間、軽微な維持修繕を行い維持する	0	12	

※A3サイズ横 施設一覧表の貼り付け (PDF)、実施時期の列も挿入予定

※全体の対策費用は大・中分類ごとに集計して第5章で明示

第3章 個別施設計画の内容

施設分類ごとの対策の優先順位の考え方や個別施設の状態等を示した上で、第2章で示した取組方針の具体的な対策内容等を示す。

※各課作成分を施設分類ごとに集約し、貼りつけ

1. 公共施設

(略)

⑦行政系施設

庁舎等

(サンプル)

① 対象施設	
大分類	行政系施設
中分類	庁舎等
対象施設	市役所本庁舎、市役所南庁舎、市役所公園下書庫、由良支所、旧由良支所、上灘出張所、炬口分庁舎
② 対策の優先順位の考え方	
個別施設の状態 (劣化・損傷の 状況や要因等)	市役所本庁舎は 2017 年に、由良支所は 2004 年に建築した施設である。これ以外の建物の老朽化が進んでおり、特に旧由良支所は顕著である。
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	<p>庁舎は、事務機能、窓口機能、市民機能、議会機能、防災機能、職員関連機能、倉庫機能、庁舎維持・セキュリティ機能、駐車場機能等を有しており、支所は住民関係諸証明の交付等、地域住民の利便を図るための施設として機能している。</p> <p>市役所本庁舎及び由良支所は、広く市民に利用されているが、上灘出張所は地域住民の人口が少なく、利用頻度は低い。炬口分庁舎は現在、未利用状態であり、旧由良支所は一部を消防事務組合に貸付中である。</p> <p>市役所本庁舎、由良支所及び上灘出張所は、今後も適切に維持管理し、庁舎、支所機能を果たしていくための施設として重要である。</p>
対策の優先順位の考え方	市民の利便性、快適性、安全確保を最優先に考え、施設を適切に維持管理していく。施設の重要度と施設の健全性を勘案し、対策の優先順位を設定する。
③ 個別施設の状態等	

点検・診断によって得られた個別施設の状態（施設毎に整理）等	計画期間初期に点検・診断を実施予定
個別施設の状態以外の事項	
④ 対策内容と実施時期（実施時期は施設一覧表に記載）	
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎は、適切に維持管理・修繕を行う。 ・市役所南庁舎は・・・・・・・・ ・市役所公園下書庫は〇〇年以降に除却する。 ・由良支所、旧由良支所は・・・ ・ 	

2. インフラ資産

（略）

⑥公園

（サンプル）

① 対象施設	
大分類	公園
中分類	—
対象施設	城戸アグリ公園
② 対策の優先順位の考え方	
個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）	
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	
対策の優先順位	

の考え方	
③ 個別施設の状態等	
点検・診断によって得られた個別施設の状態（施設毎に整理）等	
個別施設の状態以外の事項	
④ 対策内容と実施時期（実施時期は施設一覧表に記載）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	

第4章 対策費用の集計結果と財務分析

1. 対策費用の集計結果

大・中分類別の対策費用の集計結果を以下に示す。

【表4】対策費用の集計表

大分類	大分類 合計コスト	構成比	中分類	中分類 合計コスト	構成比
	百万円	%		百万円	%

【表5】対策費構成比グラフ

2. 財務分析

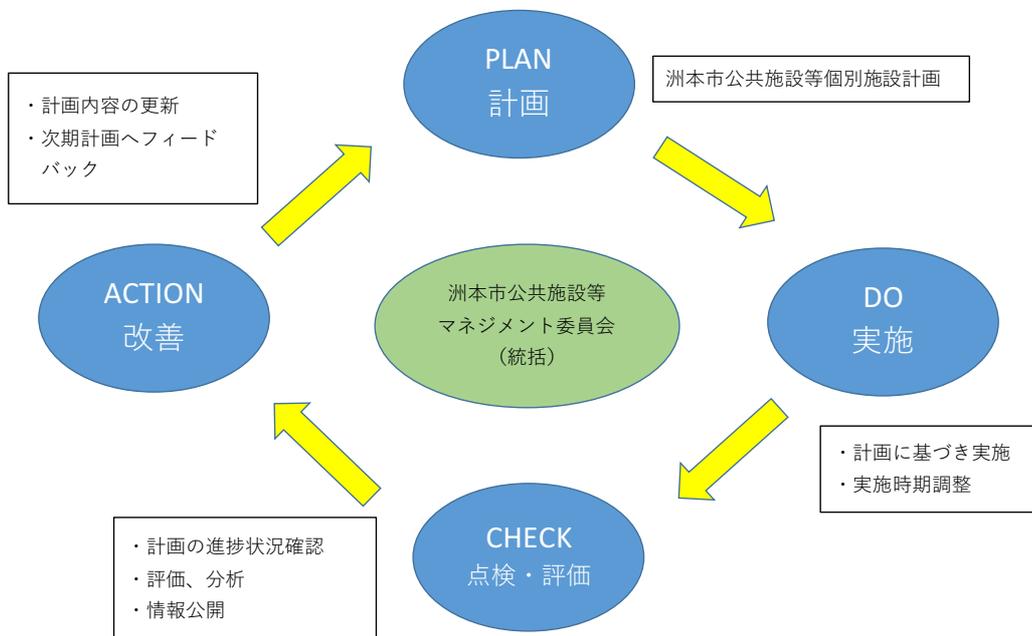
第5章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

1. フォローアップの方法

本計画で示した個別施設ごとの取組方針に基づき、想定した時期に実施していただくとするが、歳出の平準化のため実施年度を前倒しまたは先送りするなど柔軟に対応する。市民との合意形成が必要となる施設についても、柔軟に実施時期を調整するものとする。

PDCA サイクルを構築し、適切な進捗管理を行う。

【図●】 PDCA サイクル



2. 更新・改訂に関する考え方

5年後の令和7年度末を目途に計画内容・進捗状況を確認し、本計画の更新・改訂の有無について検討する。

ただし、個別施設の状況変化、建物の更新に合わせた統廃合等の再検討、本計画の進捗度合いにより、状況に応じて対応するものとする。

3. 予算への反映の方法

実施の際には個別の事業費を精査するとともに、補助金、交付税、地方債などを積極的に活用していくこととする。計画に位置付けられた事業は、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとする。

4. 本計画の実現に向けて

本計画の実現に向けて、今後、市民の協力が欠かせなくなる。本計画に示した取組内容を推進する中で、新しいアイデアも取り入れながら、市民の利便性や安全性を考慮しつつ、「持続可能なまちづくりの実現」に向けて、効率的な施設運営を進めていくものとする。

(用語説明) **総合管理計画のままなので、最後に添削**

公共施設等	公共施設、公用施設、地方公共団体所有の建築物その他の工作物をいう。公民館、図書館、学校、庁舎など建物施設の他、道路・橋梁等の土木構造物、下水道管渠等も含む包括的な概念である。
公共施設	本計画では、公共施設等からインフラ資産を除いた資産と定義する。
インフラ資産	インフラストラクチャー (infra-structure) の略。本計画では、公共施設等のうち、道路・橋梁などの都市関連施設、下水道 (管渠) などの企業会計施設をいう。
修繕	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準まで回復させること。
改修	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準を超えて改善すること。
大規模改修	建築物の外壁、屋根防水、建物付属設備 (電気、空調、昇降機等) の改修や給排水管の更新等を行う大規模な改修のこと。
更新	老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備すること。具体的には、大規模改修や施設の建替え及びインフラ資産の取り替え等のこと。
長寿命化	公共施設等を適切に修繕・改修し、耐用年数 (寿命) を伸ばすこと。
再配置	公共施設等のあり方について、抜本的な見直しを行い、適正な配置及び効率的な管理運営を実現すること。
旧耐震基準	昭和 56 年 (1981 年) の法改正前の建築基準法による耐震基準のことで、中規模程度の地震 (震度 5 強程度) を想定して規定されている。
新耐震基準	昭和 56 年 (1981 年) の法改正後は「新耐震基準」と言われており、震度 6 強～震度 7 の揺れでも即座に倒壊しないことを想定して規定されている。
普通会計	個々の地方公共団体で各会計の範囲が異なっており、財政比較等が困難なため、決算状況調査 (決算統計) 上用いる会計区分。公営企業会計を除いた、一般会計と特別会計によって構成されている。
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
特別会計	目的の決まった事業や資金運用に使う特定の税金や保険料等を一般会計と区別して管理するための会計。
企業会計	地方公営企業法を適用する法適用事業と、適用されない法非適用事業に分類される。本市では、下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業及び宅地造成事業が法非適用事業に該当するが、平成 30 年度から地方公営企業法を一部適用する予定。

一般財源	市民税等の地方税や地方交付税など、財源の使途が特定されておらず、どのような経費にも使用（充てることが）できる歳入。
地方交付税	地方公共団体が、等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方に交付する税で、普通交付税と特別交付税に分かれる。 国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合で総額を算出する。
普通交付税	地方公共団体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費の不足額が交付される。 地方交付税総額のH27までは94%、H28は95%、H29以降は96%
特別交付税	災害や予測できない事件など特別の行政需要に応じて交付される。 地方交付税総額のH27までは6%、H28は5%、H29以降は4%
合併算定替	合併市町村の普通交付税においては、旧合併特例法により合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が交付される。これを「合併算定替」といい、合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粋に一つの自治体として算定・交付される。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的経費に使えるお金が多くあることを示している。人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等のうちの経常的支出に充てられた市税、普通交付税等の経常一般財源の割合。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
公債費	公共施設等の建設等のために借り入れした借金（地方債）の元本及び、利息の償還費、一時借入金の利息。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎など、各種公共施設等の建設・改良事業に必要とされる投資的な経費。
形式収支	出納閉鎖期日における、当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもの。 形式収支＝歳入決算額－歳出決算額
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。

P P P	<u>P</u> ublic <u>P</u> rivate <u>P</u> artnershipの略。官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
P F I	<u>P</u> rivate <u>F</u> inance <u>I</u> nitiativeの略。民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。
B O T	<u>B</u> uild <u>O</u> perate <u>T</u> ransferの略。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。
B T O	<u>B</u> uild <u>T</u> ransfer <u>O</u> perateの略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。
コンセッション	コンセッション方式とは、高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うスキームを指す。当該事業者は、公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収するいわゆる「独立採算型」で事業を行う事になる。
ライフサイクルコスト	生涯費用ともよばれ、公共施設やインフラ資産などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

洲本市公共施設等個別施設計画

洲本市財務部行革推進室（事務局）

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-22-3321（代）

URL <http://www.city.sumoto.lg.jp/>
